

注：本資料は Deloitte の IFRS Global Office が作成し、有限責任監査法人トーマツが翻訳したものです。
この日本語版は、読者のご理解の参考までに作成したものであり、原文については英語版ニュースレターをご参照下さい。

IFRIC Review

目次

主たる決定事項

- ・IFRS 第 10 号「連結財務諸表」および IAS 第 28 号「関連会社および共同支配企業に対する投資」（2011 年改訂）－投資者とその関連会社または共同支配企業との間における、資産グループまたは子会社の支配の喪失に関する会計処理

- ・IAS 第 19 号「従業員給付」－拠出ベース約定の会計処理（解釈指針案 D9 号「拠出金または名目的拠出金に対するリターンが約束された従業員給付制度」の再検討）

委員会の議論の要約

- ・IAS 第 1 号「財務諸表の表示」および IAS 第 12 号「法人所得税」－法人所得税ではない支払の表示

- ・IAS 第 12 号「法人所得税」－新しい税制度により導入される「市場価値の増額分（market value uplifts）」に係る会計処理

- ・IAS 第 18 号「収益」、IAS 第 37 号「引当金、偶発負債および偶発資産」および IAS 第 39 号「金融商品：認識および測定」－規制資産および規制負債

- ・IAS 第 39 号「金融商品：認識および測定」－AG5 項の範囲

- ・IFRS 第 3 号「企業結合」－継続雇用

- ・IAS 第 7 号「キャッシュ・フロー計算書」－キャッシュ・フローの分類に関する設例

- ・これまでに IASB に委ねられた論点の再検討

管理セッション

2012年7月10日の国際財務報告基準解釈指針委員会 (IFRS Interpretations Committee) 会合の要約

主たる決定事項

IFRS 第 10 号「連結財務諸表」および IAS 第 28 号「関連会社および共同支配企業に対する投資」（2011 年改訂）－投資者とその関連会社または共同支配企業との間における、資産グループまたは子会社の支配の喪失に関する会計処理

委員会は、SIC 第 13 号「共同支配企業－共同支配投資企業による非貨幣資産の拠出」および IAS 第 28 号（2011 年改訂）の要求事項が適用されるかどうかを識別することに関連して、事業 (business) が「非貨幣性資産」の定義を充足するかどうかを明確にする要請について検討した。提出者は、親会社が子会社に対する持分を、「(IFRS 第 11 号「共同支配の取決め」で定義される) 共同支配企業 (Joint Venture)」（JV）/「(IAS 第 31 号「ジョイント・ベンチャーに対する持分」で定義される) 共同支配企業 (Jointly controlled entity)」（JCE）に拠出し、この拠出が親会社の子会社に対する支配の喪失の結果をもたらすことになる取引について、IAS 第 27 号「連結及び個別財務諸表」（2008 年改訂）のガイダンスと SIC 第 13 号との間には不整合があると考えている。SIC 第 13 号 5 項は、JCE に対する非貨幣性資産の拠出から生じる利得および損失を、JCE における他の持分保有者に帰属する持分の範囲に制限している。しかし、IAS 第 27 号（2008 年改訂）34 項は、子会社の支配の喪失に関する利得または損失を全額認識することを要求している。この不整合は、IFRS 第 10 号が IAS 第 27 号（2008 年改訂）を置き換えた場合、および SIC 第 13 号が廃止され、その要求事項が IAS 第 28 号（2011 年改訂）に組み込まれる場合にも残ることになる。

過去の会合で、委員会は、IAS 第 27 号（2008 年改訂）の要求事項と SIC 第 13 号の要求事項との間の不整合に対処するさまざまな代替案について議論した。委員会は、IAS 第 27 号（2008 年改訂）および SIC 第 13 号の双方が、IFRS 第 10 号および IAS 第 28 号（2011 年改訂）により廃止されたことを認識したが、委員会は本論点を適時に解決することで、新たな IFRSs が強制適用される前に、IAS 第 27 号（2008 年改訂）および SIC 第 13 号に存在する不整合に対処することを望んでいる。委員会は、IAS 第 27 号（2008 年改訂）と SIC 第 13 号との間の不整合を解決する方法を、委員会がさらに検討することを審議会が望むかどうかについて、審議会に意見を求めるという結論を下した。

2012年5月の審議会の会合で、委員会はこの不整合について国際会計基準審議会(IASB)と議論し、解決のための3つの代替案について説明した。

- **代替案1:**すべての拠出を、IAS第27号(2008年改訂)で開発された論拠に従って会計処理する。
- **代替案2:**(子会社を通じてかどうかにかかわらず)事業の拠出をIAS第27号(2008年改訂)に従って会計処理し、他のすべての拠出をSIC第13号に従って会計処理する。
- **代替案3:**JCE/JVまたは関連会社に対するすべての拠出をSIC第13号に従って会計処理する。

審議会のメンバーは、IFRS第10号およびIAS第28号(2011年改訂)が強制適用されていない場合の、IAS第27号(2008年改訂)およびSIC第13号に存在する不整合に対処することのメリットを認識した。代替案を審議する際に、審議会のメンバーは、代替案1の概念的なメリットを認識したが、この代替案に関連する横断的な問題を適時に解決することができないことについて懸念を表明した。その結果、審議会の過半数のメンバーが代替案2に対する支持を表明した。

2012年7月の委員会の会合で、委員会は代替案2に従って、IAS第28号(2011年改訂)およびIFRS第10号に対する修正を提案することを選択した。委員会は、IAS第27号(2008年改訂)およびSIC第13号については、修正案の発効前に廃止されることを理由に改訂しないことを暫定的に決定した。

委員会は、IAS第28号(2011年改訂)に対する修正案は、投資者とその関連会社または共同支配企業間の、事業を構成しないすべての種類の資産の売却または拠出に影響させるべきであると決定した。スタッフは、2012年9月のIASBの会合で、IASBに改訂した修正案を提示する予定である。

IAS第19号「従業員給付」—拠出ベース約定の会計処理(解釈指針案D9号「拠出金または名目的拠出金に対するリターンが約束された従業員給付制度」の再検討)

前回の会合で、拠出ベース約定の会計処理に関する2011年のIAS第19号に対する改訂の影響についての範囲の狭い問題を検討する際に、委員会は、拠出ベース約定の会計処理に関するより広範な問題を認識した。委員会は、以前にこの論点を検討しており、2004年に、適用範囲内にある拠出ベース約定の会計処理を検討したIFRIC解釈指針案D9を公表した。しかし、委員会は、2006年にこのプロジェクトを中断し、その代わりに、本論点を退職後給付に関するIASBのプロジェクトに含めるべく、IASBに委ねることにした。IASBはその後、この論点に関する作業を、従業員給付に関する将来のより広範なプロジェクトまで延期した。したがって、委員会は2012年5月の会合において、委員会がD9の公表時までに行ってきた作業を再検討することを決定した。

2012年7月の委員会の会合において、委員会は、2005年に作成されたD9に対する回答についてのコメント・レター分析、および2008年に作成されたディスカッション・ペーパー「IAS第19号 従業員給付の改訂に係る予備的見解(2008年)」の拠出ベース約定の会計処理に関する回答についてのコメント・レ

ター分析の提示を受けた。この情報は、改訂された D9 の範囲および D9 の対象となる制度の測定に関する選択肢についての予備的な議論において、委員会を支援する目的で使用された。委員会は、2005 年の D9 の再審議において、範囲および測定 of 双方を検討したが、このときには何ら決定は行われなかった。

委員会は、拠出ベース約定の会計処理に関する限定的な範囲の提案に向けて作業を継続することを暫定的に決定した。委員会は、本提案の範囲も D9 の範囲と同様のものにすべきであることについても暫定的に決定したが、実際の拠出金(actual contributions)または名目的拠出金(nominal contributions)に係る約定リターン、または 1 つ(または複数)の原資産(underlying assets)の価値に基づくその他の給付保証に関して、基金が当期およびそれ以前の期間の従業員の勤務に関連するすべての従業員給付に対する支払いを行う十分な資産を保有していない場合に、雇用主が追加的な拠出金を支払う法的債務または推定的債務を有する場合には、このような従業員給付についても本提案の範囲に含まれることを明確にした。

委員会は、本提案の範囲が十分に限定されていないという一般的な懸念に対応し、範囲に関する追加的なアウトリーチを行うようスタッフに要請した。委員会は、この作業の範囲には退職後給付だけでなくその他の長期給付も含めるべきであるということも暫定的に決定した。

委員会は、拠出ベース約定に関する測定の選択肢について議論し、スタッフに検討のためのインプットを提供した。しかし、暫定的な決定は行われなかった。スタッフは、2012 年 9 月の委員会の会合に、測定に関する提案を提出する予定である。

委員会の議論の要約

アジェンダの決定

IAS 第 1 号「財務諸表の表示」および IAS 第 12 号「法人所得税」— 法人所得税ではない支払の表示

委員会は、別の税務当局の課税所得に対する控除として申告される、ある税務当局に支払う生産高ベースのロイヤルティーの支払に係る表示を明確にする要請について検討した。明確化に対する要請は、これらのコストが、包括利益計算書において営業費用と税金費用のいずれとして認識されるべきであるか、および生産高ベースのロイヤルティーの支払を法人所得税の前払と考えることができるかどうかに関するものである。この要請は、生産高ベースのロイヤルティーの支払それ自体は IAS 第 12 号の範囲外にあるが、別の税務当局へ支払う法人所得税は、IAS 第 12 号の範囲内にあるということが想定されていた。委員会は、この論点を議論する際に同じ想定を使用した。

委員会は、IAS 第 1 号 82 項(d)が、「税金費用」の表示科目に、IAS 第 12 号の法人所得税の定義を満たす税金を表示することを、企業に要求することを意図していることに注目した。同様に、委員会は、税金負債の決済方法または税金の受領者に関連する要素ではなく、算定基礎を考慮すべきであることを認識した。

委員会は、意見書(submission)に記述されている生産高ベースのロイヤルティーの支払について、IAS 第 12 号の範囲外にあるその他の費用と異なる取扱いをするべきではなく、これらの費用のすべては納付すべき法人所得税を減少させる可能性があることを認識した。したがって、委員会はロイヤルティーの支払いを法人所得税の前払と考えることは適切ではないということを認識した。同様に委員会は、生産高ベースのロイヤルティーの支払が法人所得税の定義を満たさないことを理由に、ロイヤルティーの支払を包括利益計算書における法人所得税費用として表示するべきではないと結論付けた。

委員会は、IAS 第 1 号および IAS 第 12 号における現行の要求事項が、提供された事実パターンに沿うものであることが明確であると考え、したがって、本論点をアジェンダに追加しないことを決定した。

IAS 第 12 号「法人所得税」—新しい税制度により導入される「市場価値の増額分(market value uplifts)」に係る会計処理

委員会は、ある法域で提案されている税制度により導入される「市場価値の増額分(Market value uplifts)」に係る会計処理を明確にする要請について検討した。本要請には、IAS 第 12 号の範囲となる提案されている税制度のもとで課税所得を算定する際に、資産の取得原価または帳簿価額ではなく、「開始ベースの控除(starting base allowance)」として特定日現在の資産の公正価値を使用して、一定の採掘資産に対する税務上の減価償却費を算定することを企業が許容される場合の特定の事実パターンを含んでいた。年間の税務上の減価償却費を使用できる十分な利益がない場合には、税務上の減価償却費は繰延べられ、将来の年度に課税所得の減額として使用することができる。

委員会は、公正価値の増加部分を含む、「開始ベースの控除」が当該税制度のもとで関連資産に帰属し、税務上の減価償却費の基礎となることを認識した。その結果、当該市場価値の増額分は、IAS 第 12 号 5 項に定義される、関連資産の「税務基準額」の一部を形成する。委員会は、IAS 第 12 号が将来減算一時差異として利用可能な減算額の増加による、資産の「税務基準額」に対する調整を反映することを企業に要求していることを認識した。したがって、委員会は、繰延税金資産が、IAS 第 12 号 24 項の認識規準を満たす範囲で認識されるべきであることを認識した。

委員会は、IAS 第 12 号における現行の要求事項が、提供された事実パターンに沿うものであることが明確であると考え、したがって、本論点をアジェンダに追加しないことを決定した。

暫定的なアジェンダの決定

IAS 第 18 号「収益」、IAS 第 37 号「引当金、偶発負債および偶発資産」および IAS 第 39 号「金融商品：認識および測定」—規制資産および規制負債

委員会は、料金規制を受ける企業(regulated entity)が、将来サービスの提供とは独立にコストを回収することが認められている場合、またはいくらかの金額を払い戻すことが要求されている場合に、規制資産(regulatory asset)または規制負債(regulatory liability)を認識するべきであるかどうかを明確にする要請について検討した。明確化についての要請は、具体的には、顧客集団を単一の会計単位と考えることができるかどうか、考えることができる場合には資産または負債を認識することが認められるかどうかを問題として取り上げるものであった。

委員会は今回提起された2つの具体的な質問を取り扱うことはなかった。その代わりに、委員会は、規制資産及び規制負債の認識の問題をより広く検討した。委員会は、規制資産の認識が適切であるかどうかに関する2005年における従前の結論を認識した。従前の結論は、企業は、IASBの概念フレームワークおよびIAS第11号「工事契約」、IAS第18号、IAS第16号「有形固定資産」およびIAS第38号「無形資産」などの関連するIFRSsに従って、認識が適切な資産だけを認識するべきであることを最終的に結論付けるものであった。委員会は、従前の結論に到達後、これらのIFRSsへの必然的修正が行われていないことを認識し、したがって、この問題に関する過去の結論がいまだに有効であると結論づけた。

委員会は、また、現在中断されているIASBの料金規制事業に関するプロジェクトの一環として、IASBがこの論点を迅速に解決することができなかったと結論付けたことについても認識した。審議会での進捗状況を考慮すると、この論点は委員会にとってあまりにも広範で、現行のIFRSsおよび概念フレームワークの範囲内で対処することができないことを委員会は認識した。しかし、委員会は、2012年5月の審議会において、審議会が料金規制事業に関する基準レベルの開発の提案を優先することについて全員一致で支持したことを認識した。

この分析に基づいて、委員会はこの論点をアジェンダに追加しないことを暫定的に決定した。委員会は、将来の会合でこの暫定的な決定について再検討する予定である。

IAS第39号「金融商品：認識および測定」—AG5項の範囲

委員会は、2012年に受けたギリシャ国債(GGBs)の債務の再編(restructuring)から生じる複数の会計上の論点に関するガイダンスを求める要請について検討した。委員会は以前に、2012年3月に引渡されたGGBsは、債務の再編の一環として受領した新たなGGBsが新しい資産として認識される場合に認識の中止がなされるべきであるとの暫定的な結論を下している。今回の会合において、委員会は、新たなGGBsの当初認識時における実効金利の算定において、IAS第39号AG5項を適用することができるかどうかについて検討した。IAS第39号AG5項を適用することは、実効金利を当初認識時において、発生している貸倒損失を考慮にいれた見積キャッシュ・フローを使用して算定することを意味する。

委員会は、IAS第39号のAG5項は取得資産にも適用され、取得資産には購入資産および新規組成資産(originated asset)の双方が含まれることを認識した。発生損失を伴う負債性金融商品の組成は一般的ではないが、委員会はこのような取引が発生する状況について識別した。例えば、債務者の重大な財政難の結果として通常の引受プロセス(underwriting process)の外で負債性金融商品の組成を伴う取引が、既存の関係に対して発生する可能性がある。これにより当初の金融資産の認識の中止と、当初認識時点において発生損失を伴う新たな金融資産を認識することにつながる可能性がある。委員会は、資産の当初認識時点において発生損失が存在しているかどうかの評価には、判断が要求されるとの結論を下した。

この分析に基づいて、委員会はこの論点をアジェンダに追加しないことを決定した。委員会は、将来の会合において暫定的な決定を再検討する予定である。

検討されたその他の論点

IFRS 第3号「企業結合」—継続雇用

委員会は、売却株主が従業員である状況における、売却株主への条件付支払の会計処理に関するガイダンスを求める要請について検討した。明確化についての要請は、退職時に失効する従業員に対する支払いの取決めが企業結合後の勤務に対する報酬であり、取得対価の一部ではないということを決定するに際して、IFRS 第3号が決定的なものであるかどうか、またはIFRS 第3号は指標であり、それ単独で当該支払いが報酬であるということを示す決定要因となるものではないかに関連するものである。

前回の会合において、委員会は、IFRS 第3号は米国財務会計基準審議会（FASB）との間でコンバージェンスされた基準であることを認識し、スタッフは、IFRS 第3号（IFRSsのみ）およびトピック805「企業結合」（US GAAPのみ）が、上述の事実パターンにおいて決定的なものであるかどうかを決定するために、IASBとFASBの双方と協議するよう指示を受けた。

2012年7月の委員会の会合で、委員会は、多数の審議会のメンバーの予備的な見解が、IFRS 第3号は指標であるが、それ単独では当該支払が報酬であるということを示す決定要因となるものではないと考えることを選好するものであるという報告を受けた。しかし、審議会のメンバーは米国会計基準（US GAAP）との多様性を創出するという委員会の懸念について共有した。

スタッフは、2012年9月の会合で、FASBとの協議結果に関する更新情報を委員会に提供する予定であることに留意した。この協議結果に基づき、委員会はIFRSsを修正すべきかどうか、および修正とした場合はその方法についてIASBからの指示を求める予定である。

IAS 第7号「キャッシュ・フロー計算書」—キャッシュ・フローの分類に関する設例

2012年1月の会合で、審議会は、IAS 第7号でのキャッシュ・フローの分類に関して委員会が検討した2つの異なる論点（IFRS 第3号の範囲内の企業結合から生じる繰延べられた対価および条件付対価についてのキャッシュ・フローの分類およびIFRIC 第12号「サービス委譲契約」の範囲内のサービス委譲契約から生じる営業者におけるキャッシュ・フローの分類）を議論した。審議会は、これらの論点が年次改善プロジェクトを通して対処されるべきかどうかを検討する前に、委員会がキャッシュ・フローの分類に関して議論した以前のIAS 第7号のすべての論点と共に、この2つの論点をまとめて分析し、これら論点をまとめて取扱うことができるかどうかを検討するように、委員会に指示した。

委員会は、その以前の決定を支持するために使用された次の2つの分類の原則を識別した。

- IAS 第7号のキャッシュ・フローは、IAS 第7号6項の定義に従って、関連する活動の性質に応じて分類すべきである。
- IAS 第7号のキャッシュ・フローは、財政状態計算書における関連するまたは基礎となる項目の分類と整合して分類すべきである。

委員会は、IAS 第 7 号のキャッシュ・フローの分類の背後にある主たる原則は、キャッシュ・フローは企業の事業モデルを考慮して、関連する活動の性質に従って分類されなければならないということであると結論を下した。委員会は、キャッシュ・フローの分類に関する将来の要請を分析する際に、指針となる原則としてこの原則を使用することを認識した。しかし、委員会は、この原則をさらに支持するガイダンスの開発において委員会を支援するために、キャッシュ・フローの分類の背後にある識別された主たる原則の適用に関する設例を提供することをスタッフに対して指示した。

2012 年 7 月の委員会の会合で、委員会は、スタッフが作成した設例の一部を分析し、委員会とスタッフメンバーとの間に、原則の適用についての不整合が存在することを認識した。したがって、委員会はスタッフに対して、どのようにすれば事業活動、投資活動および財務活動によるキャッシュ・フローの記述がより明確なものとなり、ひいては主たる原則の首尾一貫した適用をもたらすことになるかを検討するよう要請した。委員会はスタッフに、キャッシュ・フローの相手方および時期の当該キャッシュ・フローの分類への関連性を検討するようスタッフに要請した。さらに、委員会はスタッフに対して、将来のスタッフ・ペーパーの開発において、財務諸表の表示プロジェクトおよび 2011 年アジェンダ・コンサルテーションの一環として受取った関係者からのフィードバックで IAS 第 7 号に関連するものを検討するよう要請した。

スタッフは、将来の会合で、この作業結果を提示する予定である。

これまでに IASB に委ねられた論点の再検討

委員会は、2008 年 1 月から 2012 年 5 月の間に IASB に委ねられたが、まだ対処されていない論点(委員会が年次改善プロセスを通じて対処することを提案しているものを除く)に関する報告を受けた。

委員会は、将来の会合で、以下の論点をアジェンダに追加するかどうかを議論することができるよう、これらの論点に関する分析とアウトリーチを更新するようスタッフに対して要請した。

- IAS 第 28 号「関連会社に対する投資」に関する論点—関連会社に対する投資の減損について、投資者の個別財務諸表でどのように決定すべきかについての明確化
- IFRS 第 2 号「株式報酬」に関する論点
 - 決済方法が、企業および/または取引相手のコントロール外または取引相手のコントロール内にある将来事象を条件とする株式報酬取引の分類および測定方法の明確化
 - 企業が取引相手の納税義務を決済するために、通常ならば株式報酬の行使(または権利確定)時に取引相手に発行されるであろう株式の一部を留保することが要求される株式報酬取引の分類方法の明確化
 - 現金決済型報酬が取消され、新たな株式決済型報酬に置き換えられ、当該代替報酬の公正価値が当初の報酬より高い状況における、株式報酬の測定および会計処理方法の明確化

- IFRS 第 5 号「売却目的で保有する非流動資産および非継続事業」に関する論点

- 帳簿価額と売却費用控除後の公正価値との差額が非流動資産の帳簿価額を超過する場合に、どのように処分グループを認識すべきかの明確化

- 売却目的保有に分類される処分グループに係る減損損失が、のれんに関して認識された減損損失の戻入れに関連している場合、当該売却目的保有に分類される処分グループに係る減損損失を戻し入れることができるかどうかの明確化

さらに、委員会は、以前 IAS 第 32 号「金融商品：表示」および IAS 第 39 号に関連して提起された論点を議論した。委員会は、スタッフに対して、これらの論点を将来の会合で対処することが適切であるかどうかを決定するために、これらの論点について金融商品プロジェクトのチームと議論するよう要請した。

管理セッション

委員会の未解決の論点に関するレポート

委員会は、3つの新たな論点と、将来の会合において議論される予定の5つの未解決の論点に関する作業を延期した。

新たな論点には以下のものが含まれる。

- IAS 第 19 号「従業員給付」に関する論点：IAS 第 19 号（2011 年改訂）93 項の範囲を明確にする要請
- IFRS 第 3 号「企業結合」に関する論点：合併取引に関連する特別目的取得会社（Special Purpose Acquisition Company: SPAC）に関する明確なガイドラインの提供に関する要請
- IAS 第 27 号（2008 年改訂）「連結および個別財務諸表」および IFRIC 第 17 号「所有者に対する非現金資産の分配」に関する論点：対価に非資金項目が含まれる場合の非支配持分の購入の会計処理を明確にする要請

未解決の論点には以下のものが含まれる。

- IFRS 第 3 号「企業結合」の論点：比較的単純な関連プロセスを持つ資産が、IFRS 第 3 号に従って事業の定義を満たすかどうかを明確にする要請
- IAS 第 12 号「法人所得税」の論点：企業が、内部に単一の資産を有する子会社を保有する状況における繰延税金の算定を明確にする要請

- IAS 第 41 号「農業」の論点:生物資産に別途の市場は存在しないものの、資産の組合せに関する活発な市場が存在する場合に、土地に物理的に付着する生物資産の公正価値の算定への残余法の使用に関する IAS 第 41 号 25 項を明確にする要請
- IAS 第 16 号「有形固定資産」の論点:有形固定資産および無形資産の単一項目の無条件の購入に係る条件付価格設定を会計処理する方法を明確にする要請。スタッフは、IASB のリース・プロジェクトに関する開発との関連で本論点をモニターしている。
- IAS 第 2 号「棚卸資産」の論点:原材料の買手が、原材料を調達するために仕入先に前払いを行うことを同意する場合の原材料の長期供給契約に係る会計処理を明確にする要請。スタッフは、IASB の収益認識プロジェクトに関する開発との関連で本論点をモニターしている。

トーマツグループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそれらの関係会社(有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング株式会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザリー株式会社および税理士法人トーマツを含む)の総称です。トーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各社がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 6,400 名の専門家(公認会計士、税理士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はトーマツグループ Web サイト (www.tohmatsu.com)をご覧ください。

Deloitte (デロイト)は、監査、税務、コンサルティングおよびファイナンシャル アドバイザリーサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 カ国を超えるメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約 182,000 人におよぶ人材は、“standard of excellence”となることを目指しています。

Deloitte (デロイト)とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)およびそのネットワーク組織を構成するメンバーファームのひとつあるいは複数指します。デロイト トウシュ トーマツ リミテッドおよび各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。その法的な構成についての詳細は www.tohmatsu.com/deloitte/ をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。